

乗務員災害対応マニュアル

乗務員の皆さんへ

このマニュアルは、震度6弱以上の地震が発生した場合を中心に災害発生時の乗務員の対応のポイントを内容としています。

対応の基本は、お客様と乗務員自身の安全確保を最優先として行動することであり、これを出発点とします。

マニュアルについては内容を十分に把握するとともに、災害時にとるべき適切な行動について普段から各自イメージを作っておいて下さい。

マニュアルは、営業中は常時車両内に配置し、災害が発生した場合の行動の確認等に役立てて下さい。

なお、今後公的機関による対策の動向等によりマニュアルの内容について一部追加等があり得ますのでご留意ください。

(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会 総務委員会

営業中に大地震が発生したとき

ステップ1

安全に停車、緊急自動車専用路からの移動

- ウィンカーを点灯し、ハンドルをとられないようにしっかりコントロールしながら落ち着いて停車
- 停車後はハザードランプを点灯
- お客様に説明
 - ① 大きい揺れを感じたため停車した旨
 - ② 状況確認のためしばらく待機する旨

急ハンドル・急ブレーキは厳禁

停車を避ける場所

高架下・橋の上・交差点
トンネルの出入り口付近

【一般道路の場合】

- 停車は道路の左側で道路中央部は空ける（緊急自動車通行用）
- 緊急自動車専用路を通行中のときは、速やかにその他の道路または駐車場や空き地等に移動
- 環状7号線から内側には入れない

【高速道路の場合】

- 停車は左側路肩
- 渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に停車し道路中央部は空ける
- 交通情報板や警察官等の誘導に従い、付近の出口から降りる

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制→
P4. 参照

ステップ2

待機、情報収集

- ラジオ等の公共機関から災害情報、交通情報等を収集し状況を把握して行動を判断
- 現場で警察官やパトロール車等の指示・誘導があれば従って行動

[乗務員→会社及び無線基地局]

連絡事項

- ・安全を確保した後にお客様と乗務員自身の安全を会社に報告
- ・その後、停車中または走行中に目撃した周囲の建物倒壊・火災発生・道路損壊等の状況を無線基地局に適宜情報伝達

会社への伝達方法

- ・無線
- ・災害用伝言板
- ・公衆電話
- ・携帯メール、携帯電話

会社の緊急連絡先

※乗務員は会社アドレス等を事前に自分の携帯電話等に登録

[会社→乗務員]

連絡事項

運行上の参考情報や指示事項を適宜伝達し、適切な運行管理を行う

乗務員への伝達方法

- ・無線
- ・携帯メール、携帯電話

※乗務員はメールアドレス・携帯番号を事前に会社に登録

- ・その他（会社で定める方法）

運行が可能なとき

運行可能と思われる場合においても、道路インフラの損傷や緊急車両の通行の恐れがある時は、ラジオ、無線、携帯電話等により常時交通情報等を得ながら営業を継続する。

帰宅困難者対策

公共交通機関として可能な限り帰宅困難者の要望に応え、円滑な輸送に努める。

お客様への説明

渋滞が予想されること及び安全確保第一での運行を行うことを説明する。

区域外営業、勤務時間の超過についての事案報告

帰宅困難者の帰宅が開始された際に、区域外営業や勤務時間の超過が生じた場合は、乗務員は終業点呼時において会社に報告する。

やむを得ず車両から避難するとき

避難する場合

- 火の手が目前に迫っていたり、道路が破損しているなど運行が不可能となり車内に留まることが危険な状態となった場合は車を置いて避難

お客様への説明

- 実車中の場合はお客様に現在の状況と安全のためのやむを得ない措置であることを丁寧に説明

車の措置

- 駐車場や空き地等（道路外）があればそこに移動して駐車
①窓を閉めて（火災引き込み防止のため）②エンジンキーをはずし③ドアをロックする
- 道路外の駐車が困難な場合は道路の左側に寄せて駐車
この場合は①窓は閉めるが②キーはつけたままで③ドアはロックしない
- 会社が特に定める措置（ ）

持ち出し品

- ①車検証、保険証②乗務員証③現金・チケット④ETCカード
- 会社が特に定めるもの（ ）

緊急地震速報を受信したとき

- ・ ハザードランプを点灯し（周囲に注意を促すため）、緩やかに減速して運転
- ・ 強い揺れを感じたら、ゆっくり道路の左側に寄せて停車

警戒宣言が発せられたとき

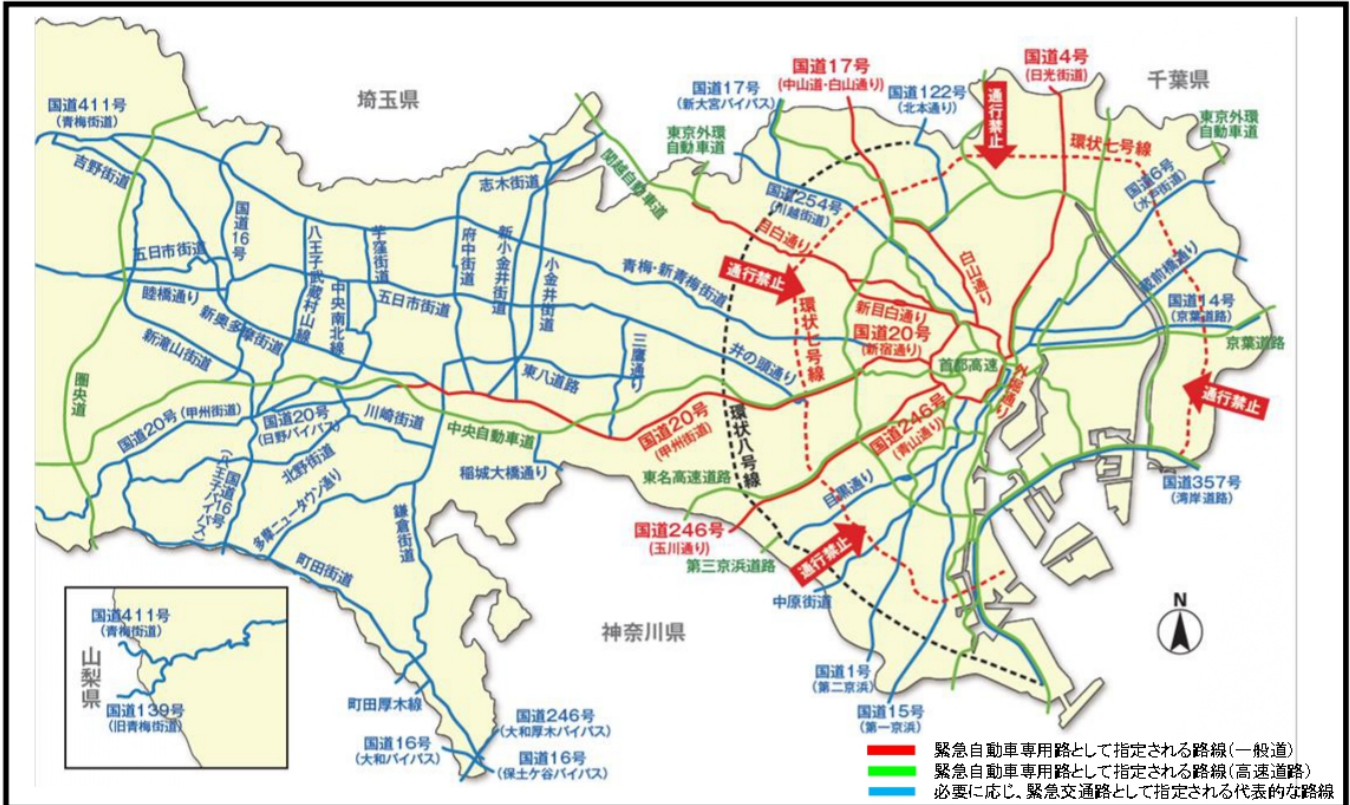
- ・ 2日から3日（または数時間）以内にマグニチュード8程度の大地震が発生し、震度6弱以上の揺れが発生する恐れがある場合、内閣総理大臣がラジオ・テレビなどを通じて「警戒宣言」を発します
- ・ 地震情報や交通情報に注意しながら運行を継続ものとし、必要により乗客とともに避難します

大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・飯橋通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
芋窪街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新津山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

警視庁のホームページより